## 平成十六年政令第十三号

国立研究開発法人情報通信研究機構法施

項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定す 第七項並びに附則第九条第四項並びに第十条第一 成十一年法律第百六十二号)第十六条第四項及び 内閣は、独立行政法人情報通信研究機構法(平

納付の手続等) (法第十五条の二第五項の規定による納付金の

第一条 定による納付金として国庫に納付しなければなとして総務大臣が定める額を、同条第五項の規 指定する期日までに、同条第一項に規定する情 上で必要がないと認められるものに相当する額 通信研究開発基金に係る業務を円滑に遂行する 報通信研究開発基金の額のうち機構が当該情報 の規定による命令を受けたときは、総務大臣の 報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二 「機構」という。)は、国立研究開発法人情 以下「法」という。)第十五条の二第五項 国立研究開発法人情報通信研究機構(以 2

するときは、あらかじめ、財務大臣に協議しな 二第五項の規定による納付金の額を定めようと 総務大臣は、前項の規定により法第十五条の ればならない。

3 (毎事業年度において国庫に納付すべき額の算 法第十五条の二第五項の規定による納付金 一般会計に帰属する。

項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得 号。以下「通則法」という。)第四十四条第一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三 度において国庫に納付すべき額」という。)は、 により計算した額(第七条において「毎事業年 究促進勘定における同項の政令で定めるところ た額とする 法第十七条第四項に規定する基盤技術研

(積立金の処分に係る承認の手続)

第三条 機構は、法第十六条第四号に掲げる業務 る積立金がある場合において、その額に相当す による整理を行った後、同条第一項の規定によ 係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定 度(以下「期間最後の事業年度」という。)に 「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年 二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下 に係る勘定において、通則法第三十五条の四第 する書類を重ねて提出することを要しない したときは、これに添付した同条第三項に規定

を総務大臣に提出し、当該次の中長期目標の期 の規定による承認を受けなければならない。 間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項 ときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書 標の期間における業務の財源に充てようとする 定により当該中長期目標の期間の次の中長期目 る金額の全部又は一部を法第十七条第一項の規 法第十七条第一項の規定による承認を受け

ようとする金額

前号の金額を財源に充てようとする業務の

術研究促進勘定において、期間最後の事業年度 する同条第一項の規定による承認を受けなけれ 期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日ま 承認申請書を総務大臣に提出し、当該次の中長 条第六項の規定により読み替えて準用する同条 ばならない。 でに、同条第六項の規定により読み替えて準用 ようとするときは、次に掲げる事項を記載した の中長期目標の期間における業務の財源に充て 第一項の規定により当該中長期目標の期間の次 に係る同条第五項の規定による整理を行った て、その額に相当する金額の全部又は一部を同 機構は、法第十七条第四項に規定する基盤技 同項の規定による積立金がある場合におい

準用する同条第一項の規定による承認を受け ようとする金額 法第十七条第六項の規定により読み替えて

前号の金額を財源に充てようとする業務の

3 後の事業年度の損益計算書その他の総務省令で 業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最 定める書類を添付しなければならない。 (国庫納付金の納付の手続) 前二項の承認申請書には、当該期間最後の事

第四条 規定する残余があるときは、当該規定による納 かにした書類を添付して、当該期間最後の事業書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明ら において読み替えて準用する場合を含む。)に を総務大臣に提出しなければならない。ただ 年度の次の事業年度の六月三十日までに、これ 借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算 付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書 し、前条第一項又は第二項の承認申請書を提出 に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸 機構は、法第十七条第三項(同条第六項

第五条 2 該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財 添付書類の提出があったときは、遅滞なく、 務大臣に送付するものとする。 (国庫納付金の納付期限) 総務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び

ばならない。 の次の事業年度の七月十日までに納付しなけ り事業半度の七月十日までに納付しなけれ国庫納付金は、当該期間最後の事業年度

(国庫納付金の帰属する会計)

第六条 国庫納付金は、一般会計(法第十七条第 国庫納付金にあっては、財政投融資特別会計の四項に規定する基盤技術研究促進勘定における 投資勘定)に帰属する。 (毎事業年度において国庫に納付すべき額の納

第八条 法第二十三条の審議会等で政令で定める 第七条 前三条の規定は、毎事業年度において国 ものは、情報通信行政・郵政行政審議会とす る。 (法第二十三条の審議会等で政令で定めるもの) 及び第五条中「期間最後の事業年度」とあるの て準用する。この場合において、第四条第一項 庫に納付すべき額を国庫に納付する場合につい 付の手続等) は、「事業年度」と読み替えるものとする。

る。 この政令は、平成十六年四月一日から施行す附 則

五 附 八 号 則 (平成一八年三月三一日政令第

る。 この政令は、 平成十八年四月一日から施行す

0号) 附 則 抄 (平成二〇年二月二九日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、特別会計に関する法律の一 する。 部の施行の日(平成二十年四月一日)から施

四附号則 則 (平成二七年三月一八日政令第七

この政令は、 則 (平成二七年四月二四日政令第1 平成二十七年四月一日から施

(施行期日)

二一号)

抄

1 この政令は、 七号) (平成三〇年八月八日政令第二三 公布の日から施行する。

> 律の施行の日から施行する。 発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法 この政令は、電気通信事業法及び国立研究開

当

## (令和三年二月一〇日政令第二七

機構法の一部を改正する法律(令和三年法律第 施行する。 号)の施行の日(令和三年二月十一日) この政令は、国立研究開発法人情報通信研究 から

## 八三号) 附 則 (令和四年一二月一六日政令第三

(施行期日)

ただし、附則第二条及び第三条を削り、附則第 機構法及び電波法の一部を改正する法律の施行 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の の日(令和四年十二月十九日)から施行する。 から施行する。 一条の見出し及び条名を削る改正規定は、同法 この政令は、国立研究開発法人情報通信研 日

(経過措置)

2 とあるのは「第四条第一項」とする。 条」とあるのは「第五条」と、「第三条第一項」 立研究開発法人情報通信研究機構法施行令附則 する規定の施行の日の前日までの間における国 第三条第一項の規定の適用については、同項中 「第三条(」とあるのは「第四条(」と、「第四 この政令の施行の日から前項ただし書に規定

## (令和六年二月七日政令第二六

号) 抄

(施行期日)

1 る。 この政令は、 令和六年四月 日 から施行す